

第 1 回契約変更の内容

契約年月日	令和 7 年 2 月 4 日
契約業者名	株式会社横河ブリッジ
契約業者の住所	千葉県船橋市山野町 2 7 番地
工事の名称	R 5 国道 5 1 号神宮橋架替鹿嶋側橋梁上部工事
工事場所	茨城県鹿嶋市大船津地先
工事種別	鋼橋上部工事
工事概要	<p>橋種：鋼6径間連続非合成少数鈹桁 橋長：275m 支間長：44.2m+4@45.0m+49.0m 工場製作工 約900t 工場製品輸送工 1 式 鋼橋架設工 1 式 架設工（クレーン架設） 1 式 架設工（台船架設） 1 式 支承工 1 式 床版工 1 式 橋梁現場塗装工 1 式 橋梁付属物工 1 式 橋梁足場等設置工 1 式</p>
工期（自）	令和 5 年 7 月 2 6 日
工期（至）	令和 8 年 3 月 3 1 日
変更前の契約金額	2, 2 6 9, 3 0 0, 0 0 0 円（税込み）
変更金額	+ 0 円（税込み）
変更後の契約金額	2, 2 6 9, 3 0 0, 0 0 0 円（税込み）
変更理由	<p>1. 工場製作工 設計照査の結果、主桁ウェブ添接板と上フランジ添接板の重なり部が狭隘で現場塗装が困難なため、主桁ウェブ添接板を縮小した。また添架物支持材の取付補剛材と主桁水平補剛材の干渉による部材形状が変更になったため、桁製作工については数量精査（減）し、工場塗装工は数量精査（増）する。また、ボルト・ナット工は当初工場製作工に対する率計上で計上していたため、実施数量に変更する。</p> <p>2. 工場製品輸送工 設計照査の結果、工場製作工の数量が変更となったため、輸送工については数量精査（減）する。また、橋梁製作工場からの輸送距離を変更する。</p> <p>3. 鋼橋架設工 設計照査の結果、工場製作工の数量が変更となったため、地組工については数量精査（減）する。また架設工については、架設重量を精査した結果、架設工（台船架設）は減工とし、架設工（クレーン架設）は増工する。</p> <p>4. 情報ボックス工 関係機関との協議の結果、電力管及び通信管は本工事施工範囲外になったため、管路工（管路部）は減工する。</p> <p>5. 構造物撤去工 現地調査の結果、仮橋台船すり付け部が支障となり、架設時において台船を所定の位置にアプローチできないことから仮橋・仮橋撤去工を追加する。</p> <p>6. 仮設工 事業調整の結果、仮橋の賃料範囲及び賃料期間に見直しが生じたため増工する。</p> <p>7. 工期 工期は元設計とおりとする。</p>